

商品概要説明書

当座貯金

(平成27年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○当座貯金 ※お客様からのご依頼により、決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。
2. 販売対象	○個人・法人および団体（任意団体除く。）
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○小切手・手形により随時払い戻しできます。
6. 利息	○無利息となります。
7. 手数料	○小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる 特約事項	○別途審査により貸越を利用できます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記リスク管理課または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。）
11. その他参考となる事項	○口座開設にあたり、所定の審査が必要となります。 ○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当JAに対する解約の通知は書面によるものとします。 ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払い義務を負いません。 ○前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A静岡市